

第 25 回小田原市市税滞納審査会議事録

◆日時 平成 28 年 8 月 24 日(水) 午前 10 時 00 分～午前 11 時 45 分

◆場所 小田原市役所本庁舎 3 階 議会全員協議会室

◆出席者 15 名 (委員 : 6 名 事務局 : 9 名)

<委員>

大田和 俊彦 小原 英輔 清野 幾久子 高井 正

中江 博行 本田 耕一

<事務局>

荘司総務部副部長 齊藤市税総務課長 蓑宮市税総務課副課長

蓮見納税係長 齋藤主査 島田主事 新妻主事補

笠原徴収指導員 前田徴収指導員

◆欠席者 1 名

<事務局>

小宮山主事

◆議事録

事務局

これより第 25 回小田原市市税滞納審査会を開催します。
はじめに、副部長の荘司より皆様にごあいさつをさせていただきます。
よろしくお願いします。

挨拶
荘司副部長

皆さんおはようございます。総務部副部長の荘司でございます。
本日はお忙しい中、小田原市市税滞納審査会にご出席いただきまして、誠にありが
とうございます。

本審査会は、今回で 25 回を迎えることとなりました。

今回、半数の委員の皆様を新たに委嘱させていただきましたが、本審査会は、平成
12 年度に施行された「市税の滞納に対する特別措置に関する条例」に基づく諮問機関
といたしまして、今日に至るまで、本市の租税徴収行政に、多大なるご協力を賜って
おりますことを厚くお礼申し上げます。

さて、最近のトピックスでございますが、リオのオリンピックが先日盛況のうちに
閉幕いたしました。連日、日本選手の目覚ましい活躍も報道されたところですが、小
田原でも、本市出身の松下祐樹選手が 400m ハードルで出場しまして盛り上がりまし
た。残念ながら予選を通過することはできませんでしたが、4 年後には 2020 年東京オ
リンピックが開催されますので、各競技における選手の活躍が楽しみであります。
日本経済の活性化を促す大会になることを願ってやみません。

また、1 年前の 2019 年でございますが、ラグビーワールドカップが日本で開催され
ます。この小田原が日本代表チームの合宿地として選ばれておりまして、小田原駅の
北側でございます既存の城山陸上競技場を整備しまして、合宿地として整備する予定
ですが、東京オリンピックに併せ、これが小田原の経済活性化につながるものと考え
ております。

さて、地方税の状況ですが、総務省が先月発表した 2015 年度地方税収入の状況では、

前年度より2兆円増の40兆4000億円となり、リーマンショック前を超え過去最高になったということです。賃上げが実施されたことや企業収益が好調だったことが増加要因といわれています。

しかし、小田原はどうかといいますと、やはり中小企業が多いことから、なかなか景気が回復したと感じ取ることはできません。

また、全国的に少子・高齢化が進んでいる中、将来にわたり安定的な行政サービスをこれから提供していくことが必要であります。社会保障費の増嵩に加え、小田原も古い既存施設がございまして、それらの維持修繕や整備、さらには自然災害に立ち向かえるまちづくりなどに多額の財源が見込まれており、市税収入の確保、税収の強化を図っていくことは、引き続き重要な課題になると考えております。

さらに小田原が県西地域の中心市として今までやってきましたが、体力がある基礎自治体をこれから作っていかねばならないということで、以前から中核市への移行の検討を進めているところでありますが、ここに来てお隣の南足柄市さんとで県西地域の中核市のあり方についての協議会を今年10月に設置する予定でして、1年ぐらいいかけて検討を進めていくこととなっております。

このような状況の中で、本市の市税については、市税等納付促進センターによる電話での納付勧奨や、不動産公売の実施、徴収指導員の指導のもとでの高額滞納案件の解消に努めまして、積極的な滞納整理を行いました。その結果、平成27年度の収納率は95.59%となり、対前年比で0.74ポイントの増、また、収入未済額も対前年度比で約15%減少し、それぞれ目標値を達成することができました。

今後でございますが、インターネット公売の活用や差押えを強化するなど、さらなる滞納の解消に向け取り組んでいく所存であります。

委員の皆様におかれましては、各分野で培われてきました経験や豊富な知識を拝借させていただきまして、引き続きお力添えを賜りたいと存じます。

終わりになりますが、皆様方のますますのご活躍とご健勝をご祈念申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

この後、各委員および事務局の自己紹介に続き、会長・副会長の選出を行った。

その結果、会長に本田委員、副会長に中江委員が選任された。

会長

それでは、まず会議の成立要件について確認させていただきます。

まず「小田原市市税滞納審査会規則」第5条第2項には「審査会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない」とありますが、本日は委員全員が出席しております。よって、本日の審査会は成立することと確認させていただきます。

次に、議題に入る前に、今回の審査会の公開について皆様にお諮りしたいのですが、本日の会議案件につきましては、市税の収納状況ということで、その内容から非公開にする理由がないように考えられますので、傍聴を許可しようと存じますが、許可してよろしいでしょうか

<各委員から異議なしの声>

ご異議がないようでございますので、会議を公開したいと存じます。

事務局に申し上げます。傍聴希望者がいらっしゃいましたら、入室させてください。

事務局

傍聴希望者はいませんので、よろしくお願いいたします。

会長

それでは、ただいまから「次第3 議題」に入ります。

はじめに(1)「平成27年度市税収納状況について」、事務局より説明をお願いします。

それでは、説明に入ります前に、本日お配りしました配付資料の確認をさせていただきたいと存じます。

まず次第でございます。

次に資料 1 委員名簿

資料 2 小田原市市税の滞納に対する特別措置に関する条例について

資料 3 小田原市市税の滞納に対する特別措置に関する条例

資料 4 小田原市市税の滞納に対する特別措置に関する条例施行規則

資料 5 小田原市市税滞納審査会規則

資料 6 平成 27 年度市税のあらまし

資料 7 小田原市市税滞納審査会傍聴要領

以上でございます。

それでは、資料に基づき説明させていただきます。

市税の収納状況の説明に入ります前に、今回の委嘱におきまして、3 名の委員が交替されましたので、「小田原市市税の滞納に対する特別措置に関する条例」の制定等について、簡単ではございますが、ご説明申し上げます。

お配りしました「資料 2 小田原市市税の滞納に対する特別措置に関する条例について」をご覧ください。

平成 5 年度に、前市長から、市税の悪質滞納者の氏名公表について検討するよう指示がございました。これを受け、市職員の庁内プロジェクトにおける検討、そして、学識経験者等で構成する「市税徴収制度懇話会」による議論・研究を行った後、平成 11 年度、同懇話会から、市長に対し提言書が出され、これを踏まえ、平成 12 年 3 月に、市議会で「小田原市市税の滞納に対する特別措置に関する条例」が可決され、同年 7 月に施行されております。

資料の裏面をご覧ください。

条例の目的につきましては、「税の公平感を損なうことのないよう、市税の滞納を放置することなく滞納整理に取り組み、納税に対して著しく誠実性を欠く者については、納税を促進するための特別措置を講じることにより、市税の徴収に対する市民の信頼を確保すること」としております。

また、滞納者に対する措置等として、(2) 2 つの柱とありますが、市税の滞納者に対し、市税徴収の促進に必要があると認めるときは、氏名の公表、行政サービスの停止ができると定めております。

市税滞納審査会につきましては、条例の第 7 条において、市長は、行政サービスの停止、滞納者の氏名公表をしようとするときは、小田原市市税滞納審査会に意見を聴かなければならない、とされており、市税滞納者に対する行政サービスの停止又は氏名公表を行おうとする際の諮問機関として位置付けられております。

ただし、「3 市税滞納審査会の開催状況について」にございますとおり、当審査会におきまして、滞納者の氏名公表等に係る個別事案の審査を行った実績は、現時点においてはございません。なお、資料 3 から資料 5 までの条例、施行規則、審査会規則につきましては、恐れ入りますが、後程、ご確認いただきたいと思います。

「小田原市市税の滞納に対する特別措置に関する条例」の制定等につきましては、以上でございます。

それでは、市税の収納状況等について説明いたします。

「資料 6 平成 27 年度 市税のあらまし」をご覧ください。

お開きいただきますと目次がございしますが、平成 27 年度概況から始まり、「調定額」、「収入済額」、「収入未済額・不納欠損額」、「収納率」、「滞納者数」、「督促状発付件数」、「差押件数」、「税充当額」、「滞納条例施行後の状況」、最後に「行政サービス制限」といった内容になっております。

それでは、1 ページ、「平成 27 年度 市税の調定額・収入済額等の状況」をご覧ください

ださい。一番下の合計欄、網掛けのある欄でございますが、平成 27 年度の予算額といたしましては、現年課税分が 316 億 2,086 万円余、滞納繰越分が 3 億 8,713 万円余、合計で 320 億 800 万円となっております。

調定額といたしましては、現年課税分が 329 億 1,398 万円余、滞納繰越分が 16 億 2,409 万円余、合計で 345 億 3,807 万円余、それに対しまして、収入済額は、現年課税分が 325 億 4,931 万円、滞納繰越分が 4 億 6,408 万円余、合計で 330 億 1,339 万円余でございます。

二つ飛んで、収納率でございますが、現年課税分が 98.89%、対前年度比 0.16 ポイント上昇、滞納繰越分は、28.57%、対前年度比 0.98 ポイント上昇でございます。市税全体では、95.59%で、対前年度比 0.74 ポイントの上昇となっております。

おめくりいただきますと、2 ページが調定額、3 ページが収入済額の平成 18 年度以降の推移をグラフ化したもので、いずれのグラフも網掛け部分は滞納繰越分、白い部分は現年課税分として、棒グラフで表したものでございます。

まず、2 ページのグラフですが、調定額については、近年では平成 19 年度に、いわゆる三位一体改革による所得税から住民税への税源移譲が行われたことにより、調定額が増加しました。しかし、リーマンショック以後、現年課税分の調定額は、年々減少傾向にありましたが、平成 25 年度以降は、わずかではございますが、増加に転じております。平成 27 年度については、固定資産税が、3 年に一度の評価替えの影響により減少した一方で、個人市民税は、雇用・所得環境の改善により増加、法人市民税は、平成 26 年度税制改正により、税率が引き下げられた影響から減少と見込んでいたが、緩やかな景気の回復基調を受けた企業業績の回復により増加となり、市税全体としては、前年度と比べると、約 7 千万の増と、ほぼ横ばいの状況となっております。

この調定額に対して、実際にどれだけ収納されたかという数値が、3 ページのグラフになります。おおむね調定額のグラフと同様の推移となっておりますが、ここ数年の状況をみますと、現年課税分について、24 年度において、調定額は前年度比で 2 億 4 千万円ほど減少したのに対し、収入済額の減は 1 億 5 千万円に留まっている状況でした。平成 25 年度からは、調定額・収入済額ともに、前年度比で増加となっておりますが、いずれの年度も収入済額の増が、調定額の増を上回っている状況です。

また、網掛け部分の滞納繰越分につきましては、収入済額では、3 ページのグラフのとおり、平成 19 年度以降増加傾向にあり、平成 25 年度には、6.5 億円の過去最高額を徴収しました。平成 27 年度は、4.6 億円と前年度比で減となったものの、依然、高い水準であると考えております。

4 ページをお開きください。「平成年代の主な税目別収入済額の推移」でございます。一番濃い網の固定資産税につきましては、直近では平成 27 年度に行われました、3 年に一度の評価替え年度を境に多少の増減はございますが、近年では、おおむね一定した状況で推移しております。個人と法人を合わせた市民税と固定資産税との比較では、バブルとバブルの余波の残る平成 5 年度までは、市民税が固定資産税を大きく上回っておりましたが、平成 6 年度以降は、市民税が減額傾向で、平成 10 年度以降は、固定資産税の方の割合が大きくなっております。

また、薄い網掛けの個人市民税につきましては、税源移譲により平成 19 年度に大幅に増額となりましたが、23 年度までは右肩下がりが続き、24 年度以降は、先程ご説明しましたとおり、個人所得の減少に歯止めがかかり、若干持ち直している状況です。

法人市民税につきましては、平成 21 年に起きたリーマンショックによる景気悪化に伴い、大幅な減となっておりましたが、平成 24 年度以降、若干持ち直している状況です。

次に 5 ページをご覧ください。「収入未済額と不納欠損額の推移」でございます。(棒グラフで収入未済額を左軸、折れ線グラフで不納欠損額を右軸で表しています。)この収入未済額が、翌年度の滞納繰越分になる訳でございます。

収入未済額は、税源移譲等により調定額が増加したことにより、平成 19 年度以降、22 年度まで増加しておりましたが、近年の滞納整理の取組の成果により、23 年度以降

は減少してきております。(これらの要因につきましては、後程「収納率の推移」で、ご説明申し上げます)

また、折れ線グラフで示されています不納欠損額は、近年では、平成 25 年度まで増加してはいましたが、これは滞納処分を行わず 5 年時効を迎えたものが増えたというのではなく、所在不明の者、換価価値のある財産が見付からない滞納者や生活困窮である滞納者など、納付が見込めない者に対しては、滞納処分の執行停止を行います。この処理を着実に行ったことによるものでございます。平成 26 年度、27 年度に減少しておりますのは、執行停止の処理が進み、該当事案が減少してきたことによるものと推測しております。なお、執行停止した事案については、通常の 5 年時効ではなく、3 年経過後に納税義務が消滅いたします。

6 ページをお開きください。「収納率の推移」でございませう。一番上の実線が現年課税分、真ん中の点線が滞納繰越分、一番下の太い実線が市税全体の収納率でございませう。

先程来、近年では現年課税分・滞納繰越分とも収納額が増加傾向にあること、また、収入未済額が減少傾向にあることをご説明してまいりましたが、これらの状況を端的に表しているのが、こちらのグラフにならうかと思ひます。

市税全体では平成 22 年度、現年課税分につきましては平成 21 年度を底として以降上昇してはおります。

また、滞納繰越分の収納率は、24 年度と 26 年度に前年度比で下降してはありますが、おおむね 19 年度以降、右肩上がりの状況にありませう。

これらの要因といたしましては、現年課税分については、市税の納付環境の整備として、平成 23 年度からコンビニエンスストアでの収納を開始したこと、また、平成 25 年度には、口座振替の申込方法を改善し、従来、金融機関の窓口で手続きを行う必要があったものを、納税通知書に口座振替申込書のはがきを同封し、これを市に郵送することにより、口座振替の申込みを可能とするなど、納税者の利便性の向上に努めてきたことや、平成 24 年度には、主に現年課税分の滞納者を対象として、電話で納付勧奨を行う市税等納付促進センターを民間委託により開設したことなどの取組の成果と考へてはおります。

また、滞納繰越分については、市税等納付促進センターの開設により、職員が滞納整理に専念できる環境が整ったこと、また、後程ご説明いたしますが、県との不動産共同公売を実施するなど、不動産の差押え及び公売を強化したことにより、滞納者が差押不動産を任意売却し、滞納市税に充てられるといった事案が増えたことなどが、収納率上昇の要因と考へてはおります。

7 ページをご覧ください。「平成 27 年度神奈川県内 19 市の市税収納率」でございませう。小田原市は、市税全体で 19 市中 10 位と、昨年度の 11 位から順位を 1 つ上げました。

内訳として、現年課税分では 11 位から 10 位へと順位を上げましたが、滞納繰越分については、6 位から 8 位と順位を下げてはおります。

8 ページをお開きください。「滞納金額別の年度別滞納者数の推移」でございませう。各年度、出納閉鎖時点の人数であり、翌年度へ繰り越した人数でございませう。左上の図-1、全体としての滞納者数は、平成 21 年度をピークに年々減少してはおります。図-2 から図-5 までの 100 万円以上の高額事案については、近年は緩やかな減少傾向となつてはありますが、右下の図-6、の 100 万円未満の滞納者数は、近年大幅に減少してはおります。これは、完納に至らない少額の分割納付を続けている滞納者の財産を調査し、差押えに切り替えたことや、職員が根気強く折衝を続けたこと、先程から申し上げてはおります差押え等処分を強化したことなどによって完納に繋げたことが大きな要因であるとともに、市税等納付促進センターによる滞納初期の納付勧奨の効果であると思ひてはおります。

次に 9 ページをご覧ください。こちらは「督促状発付件数の推移」でございませう。

一番上の太い実線が市税全体、その下の細かい実線が個人市民税、その下の黒丸の付いた点線が固定資産税・都市計画税、一番下の三角の付いた点線が軽自動車税でございます。いずれもおおむね、平成20年度、21年度あたりまで増加傾向にありましたが、それ以降は減少に転じております。これは、平成18年度税制改正に伴い、老年者非課税制度が廃止され、年金受給のみの高齢者が課税されることになったこと、また、平成19年度の税源移譲により、低所得者層の個人市民税の税率が上がったことにより、20年度、21年度までは増加いたしました。平成21年10月から公的年金からの特別徴収が開始されたことに加え、口座振替の促進やコンビニエンスストアでの納付を開始するなど、納税環境を整備したこと、あるいは、市税等納付促進センターによる納付勧奨などの取組により、納期内納付率が高まったことに伴い、督促状の発付件数が、急激に減少したものと考えております。

10ページをお開きください。こちらは「税目別の督促状発付税額合計の推移」でございます。一番下の濃い網掛け部分の個人市民税が、他税目と比較すると増減が顕著になっています。

次に11ページをご覧ください。「対象（財産）別による差押件数の推移」でございます。

19年度の税源移譲に伴い、滞納者数が増加したことにより、差押え等処分を強化してまいりました。件数の内訳といたしましては、預貯金や生命保険、給与などの債権の差押えが多くなっております。以前は、生活に直結する給与を差し押さえることには消極的でしたが、近年では、納期内納付をしている多くの市民との均衡を図るため、自主納付をしない滞納者に対しては、差押え可能額を調査した上、給与の差押えも積極的にを行うようにしております。

また、先程ご説明いたしましたとおり、25年度以降、グラフ上部の白色の不動産差押えの件数が大幅に増加しております。

平成27年度は、件数が大幅に増加するとともに、本市で初めてとなる動産の差押えを3件行いました。その内訳は、軽自動車、オートバイ、原動機付自転車、各1台でございます。いずれも、これも本市初となりますインターネットの官公庁オークション・システムを利用した、インターネット公売に出品し、オートバイと原動機付自転車は落札され、軽自動車については入札前に自主納付されたため、公売を取り下げました。

12ページをお開きください。「公売または債権取立て・交付要求による税充当額の推移」でございます。こちらは、差し押さえた財産を換価し、実際に税に充てた額等の推移でございます。

網掛けが公売または債権取立てによる税充当額、白い部分は交付要求による税充当額となっております。交付要求については、滞納者の財産について、例えば、競売や破産手続きといった、強制換価手続が行われた場合、裁判所や破産管財人等に対して交付要求しますが、その執行機関が財産を換価した際に配当を受けて、税に充当した額でございます。グラフ内に記された件数は、近年増加傾向にあります。平成27年度において、充当額は、前年度比でやや減少しております。これは、滞納額が少ない滞納者であっても、差押え等処分に積極的に取り組んだためと考えられます。

13ページをご覧ください。「小田原市市税の滞納に対する特別措置に関する条例施行後の状況等について」でございます。

平成12年7月の条例施行後、市では、さまざまな取組を行ってまいりました。「1主な取組等」の最近の状況といたしましては、平成23年度からコンビニエンスストアでの収納を開始、平成24年10月に納税促進センターを開設し、翌平成25年10月には、対象に国民健康保険料を追加、名称を市税等納付促進センターに改め、電話による早期の納付勧奨を行っております。また、県と県内市町村による不動産共同公売に参加するほか、平成27年度には、先程ご説明いたしましたとおり、軽自動車等の動産の差押えを初めて実施し、これらの換価のためにインターネット公売を実施しました。

次に 14 ページをご覧ください。2 といたしまして、本市と同様、滞納者の氏名公表及び行政サービスの制限・停止に関する条例を制定している自治体は、福井県の美浜町をはじめ、本市以外に 11 団体ございます。

また、3 に記載しましたとおり、本条例に関する視察や資料請求は、最近においても多くはありませんが、ございます。

最後の 15 ページをご覧ください。「滞納者に対する行政サービスを制限する事業一覧表」でございます。これらの事業は、「市税の滞納に対する特別措置に関する条例」の規定に基づくものではなく、各事業について規定する条例、要綱等において、「市税の滞納がないこと」を条件として定めているものでございます。

このうち網掛けを付しました事業は、平成 27 年度からの新規事業でございます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

会長

どうもありがとうございました。

ただ今、市税全体についてご説明いただきました。

滞納状況は改善しつつあるとのご報告でありました。また、収納率も上がっているとのことでした。加えて滞納者に対する制限制度を持っている市町村や、小田原市において制限を設けている事業などについても説明いただきました。

全体を通して、皆様から質問等ございますでしょうか。

委員

初めてなので、頭の整理をしなければならぬと思い質問します。

私が以前、県税事務所等で働いていたときの記憶ですが、そもそもこの審査会を条例設置しないで市町村が独自の判断で氏名公表をした場合、訴訟になったら負けてしまうのかといった件が気になっています。

国税の大型脱税事案などについては、普通に公表されているところですが、国税・地方税共に、滞納していることについてマスコミで公表するというケースは、私の記憶にはありません。

そこで、疑問に思っているのが、脱税の場合は各税法で懲役等のペナルティが規定されていますが、滞納については延滞金（延滞税）を課するという形で、ペナルティの質が違ってくるような気がします。

今回の私たちの役割というのは、滞納者に対する新たなペナルティを元に納税を促すといったものなのか、国税のデータ等があれば教えていただきたい。

念には念を入れるといった意味でこの審査会があるのか、現行の法体系とは別に市長がこのような審査会を作った経緯なども教えてもらいたいです。

事務局

国税徴収法の 187 条に滞納処分免脱罪という規定があり、これは刑法違反に当たるものです。私が国税にいたときに 2 名立件され、氏名公表もされています。ただし、これも大変悪質な案件でした。

国税庁でも立件を推進しているものの、該当案件自体も少なく、最終的に警察庁に協力を仰がなければならないため、全国的に見ても毎年多くて数件、通常 1～2 件を挙げている程度であります。

先生がおっしゃるように脱税案件の公表に比べては圧倒的に少ないところですが、全くないということではないです。

委員

刑罰が制度としてあることと公表してよいかということは、この場合は別として考えるべきですね。

事務局

そのとおりです。

冒頭に、条例がない状態で氏名公表をした場合にどうなるのかとの質問がございました。

詳しいところは存じ上げていませんが、条例制定前に、そもそも氏名公表や行政サービスの制限の是非を含めて、弁護士や税理士、大学教授といった専門家の方々による市税徴収制度懇話会を設置しまして、ここでさまざまな議論をしていただいています。その中で多くの意見が出されましたが、その結論として氏名公表は妥当であるが、公表に当たっては条例で規定する方法が望ましいということになりました。懇話会での検討結果として、条例を定めた上で措置した方がよい、なおかつ、まさしくこの審査会ですけれど、公表するに当たっては諮問機関の意見を聴取すべきとのことで、慎重に慎重を重ねた上でやるべきとの結論に至った模様です。

会長

滞納者に対する措置ということで、6条1項に行政サービスの停止などの措置が、2項で「市長は、必要があると認めるときは、前項の行政サービスの停止等の措置に併せて滞納者の氏名、住所その他必要と定める事項を公表することができる」となっており、必要の可否の判断について、第7条に公表する前にあらかじめ市税滞納審査会に図るとの規定があります。

氏名公表をするに当たっての委員のご指摘は、悪質な場合というのが一例ですけど、個人情報保護という観点もあり、本審査会でどういう判断をとるのかというところの是非が課題になると思われま。

副会長

説明を聞いて、現状、滞納が少なくなっているとのことで、いいときに委員になれたと感じています。

平成12年に小田原市で初めて滞納者の氏名公表を行うとの条例が制定されて以降、他の自治体でも取り組んでいるとの説明が先ほど事務局からありました。私も調べましたところ、全国的に見ても氏名公表事例はないのではないかと思います。

そこでですが、今までそういう滞納事案の問題案件について、内部検討も含め審査会に出そうとしたケースがあるのでしょうか。

事務局

平成12年度以降のすべての時期を承知してはおりませんが、具体的に氏名公表に向けて動こうと検討した案件はないと思います。

こちらの条例の趣旨ですが、名称からは氏名公表についての条例として広く知られていますが、実際にこの条例の中には、「徴税吏員は法令に基づいた執行を行う」ことが定められております。まずはそれが適正に行われていなければ、氏名公表などはないということが前提となっております。私たちも日々滞納整理に当たっては、このように法に則って滞納処分を行い解決に向かっていくというような状況で進めておりますが、「誠実性を欠く滞納者」とは、条例制定当時は、市ですべての手を尽くしたものの、それでも何らかの収入や財産を隠蔽しているような悪質な滞納者を想定しているのではないかと思います。条例制定から10数年経った今、徴税吏員のスキルもアップしており、組織としても前述のような体制をとってきておりますが、まだ私たちはそのような悪質な滞納者に遭遇していないということだと思えます。

委員

今、副会長からも氏名公表を行った事案は全国的に見てもないとのことでした。事務局からも、確か氏名公表を行った例はないとの報告が以前の審査会であったかと思いますが、最近、他の自治体でも似たような条例を制定しているところもあるし、問い合わせ等もあるとのことで、依然、関心や興味を持っている自治体があるのかと思われま。

実際に氏名公表をしていないにしても、こういう条例があっても、場合によっては氏名公表もあり得ることを滞納者にうたったことで、実際の収納事務に良い影響がもたらされたような事例はないですか。また、他の自治体からもそのような事例について報告があれば、教えてください。

また、徴収される側との関係で、このような条例の制定によってなるべく滞納を少なくしようと市が取り組んでいる姿勢は、税の公平感という観点からも、意味がある

のではないかと考えています。実際の徴税事務に携わる中で、こういう条例があることによって真面目に納税をしている市民との関係の中で収納事務上よい点があったら、教えてください。

事務局

条例制定から年数が経っており、最近この条例によって何らかの効果をもたらすという事は難しいところですが、制定当初はこの条例も全国初でしたので、賛成・反対を含め新聞等では相当報道されましたことから、小田原市民の皆さんにはこの条例制定が広く周知されたと思います。そのときは、小田原市がそれだけ厳しく税の滞納に臨もうといった姿勢を示すことができました。脅しということではありませんが、市側の滞納に対する姿勢を示したことで、多少の抑制効果があったのではないかと考えております。

それと、条例には氏名公表や行政サービスの制限等を規定しておりますが、その前段階で、徴税吏員がすべきことを敢えて明記しております。その部分については、既に法に規定されている事項なので、敢えて条例に記さなくともよいのですが、法令に基づく処分を行った上で、なおかつ滞納が解消されない場合に氏名公表を…という流れを明記しているものです。その一方で、平成12年当時については、先ほど説明しましたグラフを見ていただくとわかると思いますが、まだ滞納処分の件数は高くありませんでした。まだまだ徴税吏員が積極的に対処できていなかった時期でございまして、内部に向けて、徴税吏員はこれからこういった態度で臨むのだ、しっかり滞納処分に取り組むのだ、といった意識づけの意味が含まれており、それ以降、滞納処分等徴収の強化が図られております。

本日は国税OBの徴収指導員2名にも出席いただいておりますが、この条例制定のタイミングで国税OBを徴収指導員として招き入れました。現在は各自治体で国税OBを受け入れておりますが、本市では全国的にもかなり早い時期から導入を始めております。2人の指導員により全体的なスキルも向上しております。徴収も成果が上がっておりますが、これもこの条例制定の流れの一環として、効果はあったものと考えております。

他の自治体が同じような条例を最近でも制定しているのは、実際に氏名公表を行うということもさることながら、今お話ししたことも含めながら滞納処分に臨んでいくといった態度表明といった意味もあるのでは、と考えております。

基本的には条例制定の背景といたしまして、氏名公表と行政サービスの制限の大きな柱があるとの説明をしております。

氏名公表については、今となつてはその意味合いが条例制定当初に比べだいぶ薄らいでしまっており、今後の意識づけが課題であります。行政サービスの制限については、資料6の15ページ、「行政サービスを制限する事業一覧」をご覧くださいたく存じます。例えば表中の43番、市営住宅の入居というのがありますが、これは申込みの段階で市税の滞納があると申込みの時点で却下するということになるので、市営住宅への入居を考えた段階で市税が完納される必要が生じることになります。

この表に記載された事業は、要綱等で「市税に滞納がないこと」を条件として付されているので、サービスの制限に関しては、現在も納税に直結していると、担当レベルでは考えております。

会長

ということでございますが、これに関連して何かございますでしょうか。

この委員会の役割は、行政サービスの制限に関する審査と、氏名公表の審査ということでございますが、その案件は今のところないということです。そうしてみると、逆に案件がないというのがよいのかどうかという観点から、むしろ収納率や滞納額、収納状況などについて事務局からのご報告について、ご説明を求めるといったことになるかと思っております。

こちらの委員会での氏名公表や行政サービスの制限に関する質問等は、よろしいでしょうか。

委員

氏名公表の問題は制度自体の問題で、今日の本題からは外れるかもしれませんが

ども、私が若干気になったのは、個人情報保護法の施行前にこの条例ができており、同法施行時に刷り合わせはしているとは思いますが、そのときの議事録が残っているのかという点です。

なお、これは感想ですが、資料 2 の特別措置に関する条例についての中の懇話会提言の骨子内「イ (仮称) 市税滞納審査会の設置」において、悪質滞納者の基準と氏名公表については…と記されていますが、悪質滞納者の定義がどこにも表されていません。万一、市民から問い合わせがあったときに最低限行政として答えられる必要があるかと思っております。市長が任意に氏名公表してよいという作りにはなっていないはずで、そこには悪質滞納者というキーワードがあるわけです。今当面すぐにといた議論ではありませんが、悪質滞納者の定義付けが明確化されていないことは、個人情報保護の観点から若干気になっております。

会長

今後具体的な事案を通して、徐々に精緻化されていくのかと思いますが、事務局も心構えをもって運用をしてほしいと思います。

そのほか市税の滞納の状況、あるいは収納の状況について、何かご質問等はありませんでしょうか。

滞納額は年々減ってきていることと市税の収入済額が多くなっているということは、滞納自体が減ってきているということですね。

事務局

いかに滞納繰越分の徴収率を上げて収入未済額を減らすかということに加え、もともと現年に課税されたものを現年中に徴収し、翌年に繰り越さないという点が大事かと思っております。滞納繰越分の削減に併せて、近年は、特に現年課税分の徴収強化ということも並行して行っております。

具体的な数字を申し上げますと、収入未済額は平成 22 年には約 25 億円ありましたが、これが昨年度までに 11.5 億円を削減しました。冒頭副部長からもお話しさせていただきましたが、平成 22 年のピークのときに比べると、昨年度までに 45%減らしているということで、それなりに滞納整理の取組の成果として、削減の状況が数字に表れているのかと思います。

収入未済額が滞納繰越分の調定額となりますので、これが減ってくると徴収すべき数字が減ります。年間の徴収額について、平成 25 年には最高額 6.5 億円を記録したものの、その後少しずつ減少しておりますが、もともと徴収すべき分母の部分が減ってきていることが理由とお考えください。

ただし、収納率については、資料 7 ページの中で、県内自治体の収納率と共にお示ししました。本市も頑張っておりますが、県内どこの自治体も頑張っており、なかなか上位に上がることができずにいます。他の自治体と比較するわけではないのですが、われわれの励みになるので、今後も頑張っていきたいところです。

会長

現年分の徴収を増やすための工夫としては、口座振替の推進やコンビニ収納などの方策があげられるということですか。

事務局

納税環境を整えることは、今では多くの自治体で行っていますが、本市では平成 23 年度にコンビニ収納を導入しました。また、口座振替は自動的に振替できますので、市としてはこれを一番に進めるのが有効かと考えております。

現実的な話を申し上げますと、手数料もコンビニ収納に比べ口座振替の方が安いです。市の支出も少なく済みますので、できれば口座振替を申し込んでいただき継続的に振替をしていただきたく考えています。コンビニ収納ですと単価も高い上に、お店に出向いていただくという手間がありますので、口座振替の利用率を上げることが市の命題なのではと考えております。その一つの取組として、平成 25 年度から、はがきでの口座振替申込みを受け付けるとしました。市の手間は増えましたが、口座振替の利用者は年々増えております。ただし、これも何年か経つと頭打ちになるので、今後対策を考えなければいけません。

そのほか、平成 24 年度に市税等納付促進センターを開設しまして、現年を中心に早期に声掛けをして納めていただくといった取組を行っております。これも目新しい事

業ではなく、県内の市ですと半数強が実施しております。督促状や催告書などの手紙だけではなかなかご覧いただけず、送付しても放置されてしまうということがありますが、電話番号が分かっている方には直接電話をして早期納付について声掛けをして納めていただいております。なんでこんなに早くに…と苦情を言われる方もおりますが、中には完全に納期を失念されている方もおり、そのような方々に対して早期納付の意識づけにもなっているのかと考えております。そういう意味で、現年徴収率が上がっている要因の一つになっているのではないかと思います。

また、滞納処分も執行時期を早めておまして、最近では現年度でも早めに財産調査をして、なかなか納めていただけない方には年度末に滞納処分も行っております。

このような取組によって、現年度の徴収を増やしているといった状況であります。

会長 市税等納付促進センターでの電話催告は、納期からどのくらい過ぎてから行っているのですか。

事務局 運用の原則は、納期が過ぎて1か月後に督促状を発付した後、1か月間、納付の状況を見た上で、納付いただけない方に電話をしております。

委員 納付状況を上げるために、今横浜市で実施して小田原市で行っていないことは、クレジットでの納付ではないかと思えます。手数料がどのくらいかかるのは分かりませんが、若年層はコンビニに出向かずにコンピュータでやりたがっているかと思えます。ぜひ導入について検討いただきたいと思えます。

ふるさと納税が成功したのは、ヤフーの公金支払いシステムによるところが大きいものと思えます。収納率の順位をさらに上げるためにも、もう一工夫必要なのではと考えておりますが、いかがでしょうか。

事務局 クレジットについては、全国的に見るとまだまだ導入している自治体は少ないのですが、本市でも現在導入を検討しております。加えてペイジーという電子納税の仕組みがあり、納税通知書に記載されております番号をATMや自宅パソコンに入力することで納税するといった仕組みとなっております。

この2つが、現在パソコンでの納税の主流となっておりますが、そのほかモバイルレジという仕組みがあります。これは、納付書に印刷されたバーコードを、専用アプリを入れたスマートフォンに読み込んで納税するといった仕組みであり、川崎市などがその仕組みを導入しております。しかし、各自治体の実績を見る限り、あまり利用率が高まっていないといった状況にあります。導入に当たっての経費や1件当たりの手数料単価もそれなりにかかる中で、すぐには入れられないと考えてはおりますが、いずれはクレジットでの納付や電子納税をする環境が全国的に主流になっていくことにはなるだろうと考えており、これらの導入時期を模索しているところです。

なお、総務省が全国的な電子納税についての仕組みを構築する検討を始めたとの情報も入ってきております。手始めに法人に係る税を、引き続いて個人に係る税をという流れで導入を進める予定とのことであり、その動向を注視しながら、今後対応していきたいと考えております。

委員 神奈川県では、確か昨年からは自動車税の納付にクレジットカードを利用できるようになりましたが、よくよく確認してみると手数料を自分で払わなければならない、通常の納税額よりも高くなってしまふことが分かり、クレジットカードでの納付をやめてしまいました。

今のお話を聞いて、たとえ県ぐらゐの規模であっても、納税者に手数料を負担してもらふぐらゐ厳しい状況なのか、と感じました。

事務局 クレジット払いを導入している自治体において、一番の壁が手数料の取扱いと聞いております。その中で、先ほども話が出ましたが「ヤフー公金払い」が一番利用されており、各自治体はおおむねこのサービスに則った形で運用を進めているとのこと。

手数料については、各自治体で納税者の負担割合を設定できるようですが、全額自治体がこの手数料を負担している例はないと思われます。これは、ほかの納税方法における手数料との兼ね合いから、クレジット払いに対してのみ高額の手数を自治体が負担すべきかどうかという議論もあるためです。この均衡を図るためからも、少なからず納税者に負担を求めることになると思われます。

委員 コンビニ払いについては、恐らく入札などを通じて手数料が決まっていると思われますが、実際のところ1件あたりの単価はどのくらいなのでしょう。

事務局 単価について、具体的な額のご説明はご容赦いただきたいのですが、現在は取り扱う業者も増えたことから、以前に比べて一件当たりの手数の単価もだいぶ落ちてきておりますが、口座振替に比べてはまだまだ高いのが現状です。
市内に本支店を持つ金融機関の場合、納付書を窓口を持参して納付する場合の手数は無料です。

委員 私が現役の頃は、確か郵便局での納付の場合、手数料がかかっていた覚えがあります。ゆうちょ銀行に移行してからは、この手数料はどのようになりましたか。

事務局 現在、納付書を郵便局の窓口を持参した場合の手数は請求されません。なお、滞納者が分割納付をする際に、白紙の郵便振替用紙により納付する場合の手数は30円かかります。
お話があったように、以前は確かに手数料がかかっていたため、郵便局では納付書の窓口納付はできないとしていた模様です。

会長 最後にひとつ質問させてください。
不動産差押えについては、優先される抵当権などがあることになかなか執行が難しいと伺っていますが、先ほど説明のあった動産差押えは昨年からの取組なのですか。

事務局 昨年から新たに取組んだものです。先ほども説明したとおり、他の自治体では既に取り組んでいるものであり、本市は遅ればせながら…となっていました。
ただし、他の自治体の事例等を確認しますと、例えば滞納者の財産を調査するために家宅捜索をした上で財産の差押えを行います。財産価値があるものならまだしも、ゲーム機やゲームソフトなどもインターネット公売にあげられており、そこまですべきなのか、と感じております。
昨年は手始めにということで、軽自動車・バイク・原付自転車を対象としましたが、今後は普通自動車も含めながら、対象事案があった場合は検討を進めていきたいと思っております。なお、美術品や貴金属については、その鑑定などの問題もございまして、2人の徴収指導員から指導を仰ぎながら、今後進めてまいりたいと思っております。

会長 ほかに何かご質問等ございますでしょうか。

ないようですので、議案1についてはこれで終わりにしたいと思います。
それでは議案の2、その他について、何かございますでしょうか。
事務局から何かございますでしょうか。

事務局 次回の審査会の開催日程についてでございますが、7月頃日程調整を行い、例年同様8月に開催を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

会長 ありがとうございます。
それでは、本日の審査会を終了いたします。ありがとうございました。